

事業計画書

特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神
地域密着型特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
- ② 入居者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（1 年目）の推進
- ② 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る
- ⑤ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑥ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- ⑦ 人材養成の積極的展開
- ⑧ 介護報酬改定に伴う対応策の検討及び安定した事業運営への取組み

1 第 5 期経営 5 か年計画（1 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第期経営 5 か年計画（1 年目）を積極的に推進する。

2 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する

地域の福祉ニーズを把握し、社会福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に還元することにより、地域貢献の取り組みを推進する。

【力点】

- ① 月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生委員・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を検討及び実施する。
- ② 定期的な施設周辺及び主要道路を中心とした清掃活動を地域貢献の一環として継続する。
- ③ 多目的ホールを地域の会議や集会場所等として無償で開放する。
- ④ 広報誌「櫻さくら通信」を年 2 回以上発行し、地域へ配布することにより、介護保険制度や施設情報等を発信する。

3 人権侵害防止の取組みの強化

職員による入居者への施設内虐待、不適切ケアの防止、またあらゆる人権侵害の早期発見早期対応を行うため、以下の項目を構築することで安全安心な生活の場としての施設作りを行う。

1) 人権侵害防止委員会の牽制機能の強化

人権侵害防止委員会を 6 回/年開催し、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、各部門会議等を通じて討議・実践し、課題を適宜改善していく。

2) 職員研修の実施

人権侵害防止委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、年 2 回開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

3) 入居者・家族と協働による取組み

入居者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え入居者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う

4) 定期的な職員への面談

定期的な職員への面談や精神科医による研修・ストレスチェックを実施することで、職員の悩みやストレスの軽減を図る。

5) 不適切アンケートの実施

不適切ケアアンケートを実施し、人権侵害防止に対する意識化及び課題に対する改善策を施設内で事例を通じて検証し、再発防止に繋げる。

6) 認知症対応の充実

- ① 支援を行う上で最も難しい認知症への対応力向上に重点を置く。認知症の専門知識を修得する機会を設け、認知症対応の充実した施設サービスを目指す。
- ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は、技術的指導に係る会議を毎月開催し、施設内で協働した対応をしていく。

4 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る

1) 入居者視点にたったケアの徹底

- ① 接遇力の向上
 - ・入居者・利用者へ寄り添い、丁寧語による言葉かけを徹底する。
 - ・あらゆることに関心を持ち、小さな変化を見逃さない「気づき」の力を養い、その人らしい生活の継続を目指す。
 - ・人権侵害防止委員会が中心となり、丁寧な言葉かけ等の実施状況を検証し、課題点については各会議等で改善策の検討及び改善策の周知徹底を図る。
- ② 施設サービス計画（ケアプラン）に基づいた生活支援の推進
 - ・入居者及び家族の意思を尊重し、個々の有する能力に応じた自立した生活ができるようケアプランの充実を図る。
 - ・職員一人ひとりが入居者のことを知り、ケアプランの意味を理解し、入居者の心身の状況に応じた支援に努める。
- ③ 安心安全な環境整備
 - ・職員の都合で物事を判断せず、入居者視点にたった環境整備を行う。
 - ・備品等の設置場所のルールを決め、不必要なものは置かないよう徹底する。

2) サービスの標準化の取組み

- ① サービス自己評価及び入居者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び令和 4 年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を実実に入居者に還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、入居者及び入居者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を反映させることで、サービスの質の向上に努める。
- ② サービスの標準化の徹底
 - ・神戸市自己チェックリストの活用や法人内部点検を受けることで質の高いサービスや魅力的な職場環境づくりを推進する。
 - ・積極的な ICT 導入を検討し、介護負担軽減や事務処理の効率化を図ることで、利用者への直接的な支援を充実させ、より満足度の高い安全なサービスを提供する。
- ③ 各種委員会が中心となり、各マニュアルの見直しを行い、各種会議でスタッフにマニュアルの周知徹底を図る。
- ④ 各種委員会・各部門会議等でマニュアルに沿ったサービスが提供されているかどうかを検証し、マニュアルに基づくサービス提供の徹底を図る。

3) サービスの質の向上への取組み

- ① ノーリフトケア（抱え上げない介護）の質の向上への取組み

職員の腰痛予防対策だけではなく、ケアの提供を受ける入居者にとっても皮膚の損傷や移乗時の不快感の軽減、転倒や転落の危険、寝たきりによる合併症の予防等が見込まれることから、基本的な介護動作の習得及び介護機器の活用などを検討し、ノーリフトケア（抱え上げない介護）に取り組む。また、入居者個々の心身の状態に応じたノーリフトケアを実践することで入居者の自立支援につなげていく。

 - i) 介護サービス委員会が中心となり、ノーリフトケアに関する現在の課題を整理し、質の向上に向けた改善策を検討する。また、改善策の実践状況を検証し、評価することで取組みの精度を高める。
 - ii) 入居者個々の心身状態に応じた介護機器及び介助方法を検討し、自立支援に繋がる個別性の高いノーリフトケアの実践に取り組む。
 - iii) 職員へのノーリフトケアに係る研修を行う。
 - ・ノーリフトケアの意義目的について周知徹底を図る。
 - ・腰痛予防につながる基本的な介護動作を習得する。
 - ・介護機器の効果的な活用方法について共有化を図る。
- ② 美味しく安全な食事の提供
 - i) ミールラウンドを行い、入居者の摂取状況から咀嚼能力・口腔機能・嚥下機能などの評価を行い、適切な支援方法を決定する。
 - ii) 献立・調理がマンネリ化しないよう四季の味覚を取り入れるとともに、嗜好調査を実施し、入居者・家族の意向を聞き取り、各入居者・利用者の嗜好や健康面に配慮の行き届いたきめ細かな食事メニューの提供を行う。
- ③ 排泄支援の充実
 - i) 支援計画の作成と評価を行う。
 - ・排泄に介護を要する原因等を分析する。
 - ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を行い、実施状況の評価を行う。
- ④ 口腔衛生管理の充実
 - i) 口腔ケア・マネジメントを充実させる。
 - ・歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
- ⑤ 歯科衛生士による専門的口腔ケアを実施する。

- i) 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月2回以上実施する。
 - ⑥ 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用
 - i) 日々の記録の重要性について各部門会議を活用して理解を深める。
 - ii) 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
 - iii) 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
 - ⑦ 介護事故に対する安全管理体制の強化
入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を選任し、事故・リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。
 - ⑧ 苦情への迅速な対応と苦情の予防
入居者・家族等からの苦情に対して、施設内に苦情受付、担当者を配置し、苦情解決責任者・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、事故・リスクマネジメント委員会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。
 - i) 苦情に対する対応は、苦情発生状況、経過を確認し関係者への苦情相談対応マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。
 - ii) 家族会・運営推進会議を通じて入居者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させ、苦情の予防に努める。
 - ⑨ 入居者・家族の関係性維持の取組み
 - i) 生活相談員が入居者・家族の相談窓口となり、入居者の生活支援に繋げていく。各部署からの情報をもとに、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向確認、理解・協力を得ることで、家族との連携強化を図る。
 - ii) 感染対策を徹底し、入居者と家族等が安全に面会をできるようにする。
 - iii) ホームページやSNSを充実させ、定期的にお便り・通信等を送付することで入居者・家族への施設の取り組みや状況等を報告する
 - ⑩ 地域との関係性維持の取組み
 - i) 入居者・家族及び地域住民に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを行う。
 - ii) 事業所運営の透明性の確保、サービスの質の確保、地域との連携の確保を目的とした運営推進会議を効果的に運用する
 - iii) 地域住民の相談に適切に対応し、介護保険制度及び介護予防サービスなどサービスの周知を図り、新しいニーズの発掘に努める。
- 5 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- 1) BCP（業務継続計画）訓練（シミュレーション）の実施
- ① 研修及び訓練（シミュレーション）の実施
感染症発生時の対応については感染症予防委員会が中心となり、災害発生時の対応については施設長が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。
- 2) 感染対策の強化
施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。
- ① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）
 - i) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液・嘔吐物・排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
 - ii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
 - iii) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。
- ② 感染症予防委員会の適正な運営
 - i) 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
 - ii) 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
 - iii) 常に最新の情報を収集し、感染症予防委員会においてマニュアルの見直しを行う。
- ③ 感染症発生時の対応
 - i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ii) 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
 - iii) 感染症等の発生状況に応じて、神戸市福祉局監査指導部及び神戸市西保健センター等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。
- ④ 職員研修及び模擬訓練（シュミレーション訓練）の実施
 - i) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
 - ii) 感染症対応マニュアルに基づき、施設内で感染症の罹患者が発生したことを想定した模擬訓練を実施する。
- 3) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を想定した啓発を行い、適応した訓練を実施する。非常災害時に福祉避難所としての機能が発揮できるように体制整備に取組む。
- ① BCP（業務継続計画）に基づいた訓練を実施する。
- ② 地域の消防署等との連携を図り、施設と地域の協働による非常災害時合同訓練を実施する。

- ③ 防災・防火に係る各法定訓練を確実に実施する。
- ④ 定期的に備蓄品（非常食、水、燃料、備品等）を確認する。

【訓練計画】

年 月	訓練内容
令和 6 年 5 月	消防・避難訓練（日勤帯想定）
10 月	地区との非常災害時合同訓練
11 月	消防・避難訓練（夜間想定）
令和 7 年 1 月	非常災害時事業継続対応訓練（地震）、BCP シミュレーション訓練

6 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染予防を徹底したうえで地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し地域との関係づくりに努める。

施設内・外の行事についてはユニットリーダー会議等において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

- ① ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。
- ② 月が丘地域行事

年 月	行事名
令和 6 年 5 月	寄せ植え
6 月	ふれあい文化祭 バザー
7 月	流しそうめん
8 月	夏祭り
10 月	寄せ植え、防災訓練、月が丘運動会
11 月	スマイルコンサート、バザー、高齢者声掛け訓練
12 月	火の用心

③ 施設行事

年 月	行事名	年 月	行事名
令和 6 年 4 月	お花見	10 月	交流運動会
5 月	母の日イベント	11 月	音楽会
6 月	父の日イベント	12 月	クリスマス会（全館合同行事）
7 月	七夕まつり	令和 7 年 1 月	新年祝賀会 初詣
8 月	夏祭り（全館合同行事）	2 月	節分会
9 月	敬老祝賀会（全館合同行事）	3 月	ひな祭り会

※全館合同行事はデイサービスセンターさくらさくと合同で企画・開催する

7 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、実際に行っている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかを幹部会議や各部署会議などで考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

2) 職務分掌表による職務・職責の明確化

施設内で担当者の行うべき職務・職責範囲を明確にし、その権限を適切に整理・配分することで職務の達成度を検証し、課題点について職務分掌をもとに指導・育成に繋げる。

3) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。

4) チューター制の効果的運用

チューター制を効果的に運用し、職員研修体制の強化を図る。指導内容・指導方法について、新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取り組む。また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

- ① チューターによる個別指導により、介護の基本だけでなく、自ら考え自ら行動する社会人としての基礎知識、ルールやマナーを習得する。
- ② 新任職員への指導を通じて、チューター自身の成長にも繋げていく。
- ③ 施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制の基、全職員のチューター制に対する意識付けを図り効果的に運用できる体制を整備する。

5) 施設内研修

年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

6) 施設外研修

キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を報告し、施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。

7) 事例研究

本年度も、兵庫大学との連携を図り、排泄の自立を研究テーマとして介護現場における課題・問題点を検証したうえで、課題解決のための具体策を検討・実施し、その評価を行うことで、科学的根拠に基づく介護が実践できる職員を育成する。また、取組みの評価を研究発表することで、職員の達成感及びやりがいにつなげていく。

8) 喀痰吸引研修の受講と実践

職員によるたん吸引が必要な方や、口から食事ができず経管栄養により栄養を摂る必要がある方の支えとなるスキルを習得し、多様な入居者に対応できる技術を習得する。

9) 外国人介護員の育成

- ① 新任外国人介護員に対して、チューター制を活用し、法人基本理念の理解と介護の専門的な技術向上に取り組む。
- ② 全職員のマニュアルに基づく介護サービスの徹底や業務の見直しを通じてケアの標準化を図り、外国人介護員が介護の基礎を習得できるよう施設全体で取り組む。
- ③ ユニットリーダー会議等を通じて、外国人介護員の文化を理解することで、円滑なコミュニケーションが図れる環境整備に努める。
- ④ 法人本部主催の日本語勉強会に参加し、日本語能力の向上を図る。

8 介護報酬改定に伴う対応策の検討及び安定した事業運営への取組み

令和6年度の介護報酬改定は、介護保険料や利用者負担への影響を考慮しつつ、物価高騰や全産業での賃上げが進む中で必要な人材を確保するため、介護報酬全体でプラス1.59%の改定率となり、ユニット型の特別養護老人ホームで約3.09%増、従来型の地域密着型特別養護老人ホームで約3.48%の増、ユニット型及び多床室の基本報酬はユニット型18～26単位、多床室16～24単位の増加となった。しかし、安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

1) 平均ベッド稼働率98.0%の確保

- ① 新規入居申込み者の確保と次期入所者のタイムリーな調整
 - i) 医療機関、居宅介護支援事業所等へ積極的にPR活動を行う。
 - ・ 櫻ホーム西神の特色等を伝え、関係性を構築し、入居希望者の紹介を依頼する。
 - ・ 近隣の居宅介護支援事業所やあんしんすこやかセンター（地域包括）に留まらず、神戸市全域、広域的にPR活動を行う。
 - ・ 入居待機者管理台帳の優先順位の高い待機者の面談を行い、急な退所者が発生した際にもタイムリーに次期入居者の調整が行えるように努める
 - ・ ホームページを定期更新し、常に新しい情報の見える化を図る（空き部屋情報等）
 - ・ 新規入居申込み者の台帳への登録を行い、入居申込み者全員の状態確認を年1回以上行い、入所待機者管理台帳の更新を行う。
- ② 入院者の減少
 - ・ 誤嚥性肺炎予防のため、食事介助技術及び口腔ケア技術の向上とケアの徹底させる
 - ・ 尿路感染症予防のため、排泄介護技術の向上と排泄ケアを徹底させる
 - ・ 廃用性症候群予防のため、ノーリフトケアの推進及び生活リハビリ等の実践する
 - ・ 常勤医師による診察を行うことで早期発見に繋げ、診療所で対応できる治療を実践する
- ③ 空床ショートステイの効果的な活用。
 - ・ 空床ショートステイを有効活用することで、入居者の入院時に発生する空きベッドをなくす。
 - ・ 協力病院・居宅介護支援事業所等との情報交換を定期的に行う。

2) サービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算の取得

- ① 入居者の医療ニーズへの対応
 - i) 櫻ホーム西神診療所の常勤医師と連携し、入居者の急変時の迅速な対応や日々の健康管理を行うことで、入居者・家族が安心した生活がおくれる環境をつくる。
 - ii) 嘱託医師及び協力医療機関との連携強化
 - ・ 入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の具体的な方法を取決め、必要時に24時間対応できる体制を強化する
 - iii) 看取りケアの充実
 - ・ 看取り期の意向を入居時に確認（同意）するだけでなく、医師から看取り期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を確認（合意）し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振り返りを行う。
 - iii) 褥瘡の発生予防
 - ・ 入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」で明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時及び3か月に1回評価を行う。
 - ・ 多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡管理を実施する。
 - iv) 協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する。
- ② 生活機能向上への取組み

i) 外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実

- ・ 協和病院の理学療法士と共同で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。
- ・ 機能訓練指導員、介護員、看護員、生活相談員等が協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。

③ 栄養改善の取組みの推進

i) 低栄養リスクの高い入居者の栄養改善

- ・ 低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種協働により低栄養状態を改善するための計画を作成し、その計画に基づき定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなどで低栄養リスクの改善に取り組む。

ii) 入院先医療機関との栄養管理に関する連携強化

- ・ 入居者が医療機関に入院し、経管栄養、又は嚥下調整食の新規導入など、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行う。

④ 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

i) LIFE の活用

- ・ LIFE を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進及びケアの質の向上に取り組む。

⑤ 生産性向上の取組み

i) 生産性向上検討委員会の設置

- ・ 生産性向上検討委員会を設置し、介護現場における生産性の向上を資する取組を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、施設の状況に応じて、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討・実施する。